

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和2年6月1日(月)
会議時間 14時00分開会 15時03分開会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 鈴木孝寿
副委員長 : 口田邦男
委 員 : 高橋政悦、奥秋康子、桜井崇裕
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 田本尚彦、次長 : 宇都宮学
- 5 説明員 総務課長 神谷昌彦、総務課長補佐 野々村徹、行政管理係長 尾田和哉
- 6 議 件
 - (1) 令和2年 第4回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案等(町・議会)の確認
 - ② 一般質問の確認
 - ③ 審議方法及び審議日程の決定
 - ④ 会期の日程の決定
 - ⑤ 陳情、請願、意見書等について
 - ・ 新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願について
 - ・ 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願について
 - ・ 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願について
 - (2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（鈴木孝寿）：議会運営委員会を開会する。

本日は、第4回の定例議会の関係の議会運営委員会ということで、皆様のご協力を頂きながら会議を進めていきたいと思う。よろしく願います。

それでは、式次第にのっとり進めさせていただきたいと思う。

（1）令和2年度第4回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の確認

委員長：まず、議件（1）令和2年度第4回町議会定例会の運営について、まずは予定議案等の確認をさせていただきますと思う。

本日、執行側より課長以下来ていただいているので、前回の議会運営委員会開催以降の提出議案等の変更、または追加、または取りやめのものがあるのかどうか含めて確認をしていきたいと思うので、どうぞよろしく願います。

総務課長（神谷昌彦）：それでは、追加議案等についてご説明する。前回の議会運営委員会のときに出た教育委員会の行政報告については、「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について」ということで報告させていただきたいというふうと思う。

なお、行政報告書の配付については、当日配付とさせていただきますと思うので、よろしく願います。

それから、前回の議会運営委員会のときにもご説明した副町長の選任議案については、現在調整中であるので、調整等がいたら改めて提案についてご相談申し上げたいと思う。

委員長：只今、総務課長より説明を頂いた。前回の変更分から確認する点については、今報告のあったとおりなので、よろしく願います。これについては何かあるか。

（なしの声あり）

委員長：次に、議会分の変更または追加について確認をしたいと思う。事務局長、よろしく願います。

田本局長：それでは、私のほうから議会側の提案の追加について御説明させていただく。

お手元お配りの資料で5月29日付の文書が一番上になっている。口田議員からの紹介による「新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書」、それから2枚めくっていただいて、川上議員からの紹介による「2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願」、更に3枚めくっていただいて、同じく5月29日付、川上議員から紹介で「2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願」、以上3件が出てきているので、こちらについて議題として提出をする予定となっている。

委員長：今、事務局長から説明があった請願3件については、追加ということで定例会に付したいという形で説明があった。これについて何か確認することあるか。

（なしの声あり）

委員長：以上で、まずは予定議案の確認を終了させていただいた。

② 一般質問の確認

委員長：続いて一般質問の確認である。

一般質問については、6名から9項目の通告があった。このうち答弁者の提出を希望する議員は全議員である。若干休憩し、お目通しいただいた後、再開したいと思う。

一旦休憩する。

【休憩 14:04】

【再開 14:07】

委員長：では再開したいと思います。

6名から9項目の一般質問があった。この中身については何か質疑若しくは確認したい事項等あったら発言いただければと思う。

奥秋委員：佐藤議員のしみず温泉フロイデの関係の一般質問である。3月に一般質問されて答弁をもらっていたが、答弁でそのときに本来ならば納得、了解したから再質問とかそういうものをしないのかなと思っている。こういうやり方もあるのかもしれないが、これで何かを言いたいのかというのをちょっといつも理解に苦しむ。これは議長が受付したが、どういう考え方なのか。3月もやって引き続きまた再質問の中身のような感じで今回一般質問されている。議長も受付をしたというのだが、佐藤議員はちょっとずつこういう形でやるが、もう少しまとめてやってもらえればいいのかと思うが、どうか。

加来議長：質問内容については受付時で確認しているが、今回については財政上のことで今町として取り組んでいる部分を確認したいということなので、このとおりである。前回は看板をどうするのかという質問だったが、今回は財政的にどうしていくのか、このままにしておいていいのかというような質問ということで受けた。

奥秋委員：本来なら一般質問するときには、ここまでのことを考えて1回で、3月のときにやってもいいかなと思う。そこができないから今回やったのだろうが、やはり質問の仕方もちょっといかがなものかなと思う。

加来議長：それぞれ議員の考え方、質問の仕方等あるので、内容についての確認はするのと、もうちょっとこういう質問の仕方をしたほうがいいのか、視点をこうしたほうがいいのかという話は受付時に話をする。それでどう取り組むかはあと議員個々の権利なので、できるだけ建設的な深い議論をしてほしいということは常々やってきていることである。その中で、それぞれ議員個々がどのように質問をしていくのかということに関しては、それぞれの考えがあるので、それ以上は指導できない部分もある。考え方は伝えてもどう取り組むかまでは強制的にはできない部分がある。もし一般質問の仕方等で課題があるのであれば、議会の改革とかそういう中も含めた中で議会運営委員会でもし協議したほうがいいのかであれば、申し入れていただければ、そういう点について協議することはある。

高橋委員：コロナに関する質問が多いが、当然のようにこれはダブるところも多々あって、最初の中河議員の一般質問内容と明らかに山下議員の1(3)、深沼議員の1(2)、これについてはほぼほぼ同じ答えになってしまうのではないかとのではないかとと思う。受付の段階で山下議員、深沼委員には中河議員の質問に応じて、例えば質問を変えるとか、中河議員が届かなかったところに変更するかという指示は出したのか。

加来議長：受付時点では、当然重複ということ念頭に受け付けている。それぞれコロナ対策の学校教育の部分については、中河議員についてはタブレットとか暑さ対策とか、そういう視点で質問をする。あと山下議員については、子どもたちの心理面、再開してから子どもたちのケアをしっかりどのように取り組んでいくかという質問をするということである。あと深沼議員については、子どもたちの勉強の遅れをどのように指導していくか、今後の遅れの教育をどのようにしていくかという質問をする。それぞれ学校教育での課題であるが、それぞれ違う視点ですということを確認している。

高橋委員：細かくということになると思うが、答弁者側のことを考えると全て絡んでくる話だと思うので、少なくとも議長には、あくまでも最初に質問した方、中河議員のやりとりを聞いていて、重複することのないような質問をするようにという申入れをしていただきたいと思う。

加来議長：いつもそれはしている。それで、先にやる人の質問書を見せたりもする。その上で確認を取って、そういう内容ではないということ、重複しないようにということは常に受付時で対応している。

委員長：よろしく願います。

ほかにないか。

(なしの声あり)

委員長：では、一般質問の内容の確認をこれで終了したいと思います。

チラシ折り込みにより住民に周知するので、日程等の割り振りを皆さんの紙にもあると思うが、割り振りについては、一番初日の12日に、中河議員、山下議員、佐藤議員、鈴木議員、そして15日に、深沼議員、川上議員、この順番で2日間にわたって開催をしたいと思うが、よろしいか。

(はいという声あり)

③審議方法及び審議日程の決定

委員長：続いて、審議方法及び審議日程について議題にしたいと思う。

配付している付議予定議件により、審議月日等を順に確認決定をしていきたいと思う。

まず、お手元の書類の条例のところから始めると、議案46号と49号が6月8日、それ以外は6月18日である。そして補正予算については、議案50号から55号のすべてが6月8日である。その他の行政報告は6月8日、議案第56号の工事請負契約、57号の物品の取得は6月8日。あと、議案58号の固定資産評価審査委員会委員の選任、議案59号から75号までの農業委員会委員の任命については6月18日の最終日ということになる。

一般質問については、6名9項目と先ほど言ったが、6月12日と15日で、4名と2名に割り振っている。

そして、請願3件については、6月8日に上程し所管の常任委員会へ付託する

所管事務調査の報告についても6月8日、これは総務産業常任委員会からである。同じく所管事務調査の申出については、各委員会及び議会運営委員会、これは6月18日最終日に行く。

併せて、先ほど追加議案については、改めて会期中に執行側から人事案件等々が出てくるかもしれないということであるので、ご確認をいただけたらと思う。

会期中には全員協議会の開催を行いたいというふうに考えている。これについては、事務局長から説明をお願いする。

田本局長：全員協議会の開催予定ということで、執行側から人口ビジョン・総合戦略の令和元年度実施事業評価の関係ということで開催の申出が出ている。

また、議会側においては、請願が採択となれば意見書の協議のため開催をする必要が出てくるということで、6月15日、本会議終了後に全員協議会を開催していきたいというふうに考えている。

④会期の日程の決定

委員長：会期の日程については6月8日から18日までの合計11日間というふうにしなさいと考えている。これについては前回から変更はない。

ここまでで何か質疑はあるか。このような形で進めていくということによろしいか。……、奥秋議員。

奥秋委員：今回、所管事務調査の報告は、総務産業常任委員会からのみであるが、厚生文教常任委員会は活動を行っているのか。

加来議長：コロナ等で調査項目の中で保育所の視察ができないとか、コロナで若干対応が遅れているということがあって担当課からちょっと話が聞けないということがあり、厚生文教常任委員会としては継続調査ということで会議を開いて決めている。

委員長：厚生文教常任委員会の高橋委員長から何か補足説明はあるか。

高橋委員（厚生文教常任委員長）：実際、新しくできたしみず保育所をうちの委員会では全く見ていない。それに加えて、給食関係について、契約どおりやっているのかというのも調査の中身になっているが、それに対して執行側が説明する段階にないという回答だったので、それが説明できる状況になるまで待つと言ったら、コロナの関係が出てきてなかなか先に進んでいないというのが現状である。ただこの後、今月の定例会が終わったらすぐに調査に入れそうな日程調整を組んでもらえそうなので、当然のように今回の6月定例会には間に合わないのだが、9月には間違いなく報告できることと思う。

委員長：高橋委員長の報告のとおりである。ほかにあるか。

(なしの声あり)

では日程等については、このように進めさせていただきたいと思う。よろしく願います。

⑤陳情、請願、意見書等について

- ・新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願について
- ・2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願について
- ・2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願について

委員長：最後にもう1点、陳情、請願、意見書等についてだが、「新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書」、「2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願」、「2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願」、この3件については総務産業常任委員会へ審査を付託したいと思うが、よろしいか。

(はいの声あり)

委員長：ここまでで、執行側のほうから何かあるか。

総務課長：いえ、特にない。

委員長：それでは、定例会の審議方法と審議日程についてはそのような形で行いたいということで、よろしくをお願いします。

最後に、6月定例会における新型コロナウイルス感染症の議会としての対応について再度確認したい。前回も話をしているが、改めてお話をさせていただく。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、急遽、議会日程が変更となる場合がある。

2つ目、議場の感染対策については、議場の密閉状態を回避し、換気を促進するため、議場の扉を開放して会議を行うということで前回も確認させていただいたが、これについては再度確認をさせていただく。

3つ目、議員・説明員の対応については、庁舎玄関に設置してある消毒液の活用を必ずしていただく。また、マスクを着用する。発言の際も特別に取る必要はないと。体調の優れない方は無理せず欠席してほしいということを常時伝えると。

4つ目、傍聴者への周知事項については、議場に入室される際は、傍聴席出入口に設置する手指の消毒液を活用してもらおう。マスクをそして着用してもらおう。体調のすぐれない方はインターネットの議会中継を活用してもらおう。傍聴者が多く、密着して座らなければならない場合は、入場を制限する等々、前回と同じだが、これをやっていきたいと。

なお、傍聴者への感染予防策の周知は、議会日程の新聞折り込みチラシ及び議会ホームページで行う。そして、新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽議会日程が変更になる場合があるということに記載させていただきながら、今回コロナ対策を鑑みた運営をしていくということで確認をしたいと思う。

以上の形で進めていくということでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：よろしくをお願いします。

ここで休憩をして、執行側に退席していただく。

休憩する。

【休憩 14：25（執行側退席）】

【再開 14：26】

(2) その他

- ・送達文書「町民意見の広報と広聴について」の取り扱い

委員長：再開する。

それでは、その他に入る。

その他については、文書が皆さんのところの手元に配付されていると思う。

送達文書「町民意見の広報と広聴について」の取り扱いであるが、これについては、5月25日付、5月27日受付で議長宛てに、町内の〇〇さん（以下〇〇さんとし、実名については表記しないこととする）から文書送達があり、町議会における町民意見の広報と広聴についての考え方について2点の質問とともに、これまでの資料等、全議員への配付についての要望があった。これについて、経緯についてはこの添付している書類の流れであるが、議長から説明をお願いしたい。

加来議長：議長宛てにきた文書のこれまでの対応と今後については、事務局長のほうから今説明していただいて、今後についてはまた後日協議していきたいと思っているので、よろしくをお願いします。

田本局長：それでは、お手元の資料のまずは1枚もの、2020年5月25日付で議長宛てに〇〇さんからの書類ということで、タイトルが「町民意見の広報と広聴について（照会）」という文書である。それともう一つはホチキス留めで、これは8枚ものをまとめています。〇〇さんからの5月25日付照会文書送達に至る経緯というものをつけてあるので、この両方をお手元のほうに御準備いただきたいと思

う。

まず、8枚もののほうの部分でこれまでの流れを説明してまいりたいと思う。4月19日に令和2年3月定例議会の一般会計予算の設定に係る討論において、修正案の賛成の鈴木議員の発言について疑義があるという旨の質問として4項目について回答を求める内容で、これが議長宛てに送られてきた。これがこの綴りの3ページのところにつけている。4月19日議長宛てということで、「3月定例町議会の疑義事項について（質問とお願い）」ということで載っている。この中では、今回議会議長宛てに文書を送る経過というものが触れられており、下のほうに添付書類というふうにして、1番の「令和2年度清水町議会本会議討論での事実誤認発言の真意について」、1番のほうは〇〇さんから鈴木議員へ質問状を3月26日付で送達をしたという内容のものである。これは4ページにその内容がついている。それから2番目の「文書の取扱いの確認他について」ということで、4月1日付で鈴木議員から〇〇さんへの確認事項ということで、5ページに文書をつけている。そして3つ目は、「文書の取り扱いの確認他について」の回答及び公開質問状の回答督促についてということで、4月6日付、〇〇さんから鈴木議員への確認ということで、これは6ページのほうにつけている。

これらのやりとりを踏まえての3ページのところに戻るのだが、「令和2年3月清水町定例会における鈴木議員の発言について疑義があるので、本人に別添のとおり書面にて質問したが回答を頂けない。ついてはやむなく次のとおり議長にお尋ねするのでご回答ください」という内容で、議会議長宛てに、まず①番目が、〇〇さんが指摘をしている鈴木議員の発言の真偽を確認してくださいという内容。これについては、4ページのところに出ているが、予算案の修正案賛成討論の際に町政執行方針に洪沢栄一氏について書かれている部分はなかったという発言があって、町政執行方針の中には「まちの資源を活かした産業の振興と連携の推進や地域の資源を生かした観光産業の創出」の項目下段に、「昨年放映されたドラマ「なつぞら」や新一万円札の肖像として決定した洪沢栄一翁など、時機を逃さず交流人口の増加を図る資源として活用し、本町の歴史や景観などを広くアピールして観光振興のはずみとしてまいります」ということが書かれていて、賛同できると。それだけのことを書いてあるのに記述がないというところの発言をされたのはなぜか、故意か、それとも不勉強で知らなかったのか、真意を伺いたいというところがやりとりの発端になっている。その部分を議会に対して確認をしてくださいという内容が1つ目の質問である。

そして、②番目、討論の核心部分が虚偽発言で可決された修正予算は有効かということで、今の発言を虚偽発言という表現をした上で、予算の可決に当たってはこの部分が非常に核心的な部分であって、それによって修正予算というのがその発言によって可決をされたのだということでそういったやりとりは有効なものなのかどうかを確認したいという内容である。また、有効または無効であるという見解をこの議会のほうで回答をする場合に、その根拠を示してほしいというのが丸の③番目である。そして④番目では、虚偽発言箇所の議事録等への取り扱いはどうなるかということで、〇〇さんはこの部分が事実に基づかない発言であるが、それは議事録に残るのかどうかというところの確認で、4点質問を上げてきたところである。

これに対しては、議会議長宛てに文書が届いたということで、この議会のやりとり、議場でのやりとりについての見解ということで、議長名で5月1日付で回答文書を送っている。7ページ目をご覧ください。3月定例町議会の疑義事項についての回答ということで、こちらからの見解を示している。①番目「私が指摘の鈴木議員の発言の真偽を確認してください」という質問に対する回答としては、議会における議員の発言については、地方自治法の規定では、法令等に違反したり、議会の秩序を乱す発言については議長は発言を制止し、発言を取り消させることができる。しかし、それ以外には制限はなく、発言の自由が保障されるべきものであり、発言者には責任が求められる。議場内において予算修正案の討論として発言した内容については、当該議員の責任において表明された意見であり、議会として議員個々の発言を確認することはしないということで、真偽を議会側に確認をしてくれということなのだが、真偽に関わらず、議員が発言をしたものはその議会の中でも有効な発言として残っていく部分なので、それをこちらで確認はしないという旨で回答をしている。②番目、「討論の核心部分が虚偽発言で可決された修正予算は有効か」という質問に対しては、このたびの議会では3月10日に町政執行方針、教育行政執行方針が述べられ、令和2年度一般会計予算の提案理由が説明された後、予算審査特別委員会に付託された。予算審査特別委員会では修正案が可決、3月25日の本会議で令和2年度一般会計予算の設定についての討論では、原案賛成者、原案反対者、修正案賛成者の意見が述べられ、採決では修正案可決となった。ご指摘の虚偽発言と言われる部分は、一連の予算可決までの過程の中の一部であり、予算可決の有効性に問題はないと

いうことで回答をしている。書かれていないという部分も、3月10日の冒頭では町長の執行方針朗読という形で議場の中に表明をされているというところから始まって、予算の決定までの一連のプロセスを経ているということで可決の有効性に問題は無いという見解を示している。③番目、「有効又は無効である場合その理由と根拠法令は」という質問で、これについては、有効とする根拠は上記のとおりということで回答している。④番目、「虚偽発言箇所の議事録等への取扱いはどうなるか」という質問に対しては、あくまでも虚偽発言ということで質問者側は表記をしてきているのだが、3月の第1回定例議会の会議内容については、発言については全てそのままの内容を議事録に残す。虚偽発言とご指摘されている部分についても、会議内の正当な発言として記録されるということで回答をした。

なお、この質問状の提出の中で〇〇さんからは、質問及び回答並びに添付の公開質問状の質問及び回答については、修正予算が可決された経緯の一端としての事実を広く町民に知らせていただきたく、町民の開かれた議会運営を目指す清水町議会の「ホームページ」と「議会だより」の掲載を希望するというので、広く知らしめてほしいというご希望があったが、この部分については、「ホームページ」と「議会だより」の掲載事項については、町民に開かれた議会運営を踏まえ、議会の判断、編集については広報広聴常任委員会が所管ということで行っているものである。ご希望の件については、貴重なご意見として頂戴するが、〇〇さんの意に沿えないこともあるかということでご容赦願うということで、この部分においては取り扱いについてはこちらのほうで判断をするということで、掲載しないともするとも回答としては上げなかった。

これを受けて、先ほどの1枚もののほうに戻るが、〇〇さんからは、「私の疑問に対する鈴木議員及び議会の対応は、誤認発言を認めず、少しの反省も改善もないなど著しく不誠実なものであり激怒している。本件について、議会ホームページや議会だよりでの公開希望も黙殺され、議会だより5月号では、その要旨どころかあったことすら触れていただけでなかった。議会運営委員会委員長という要職にある鈴木議員が、私に真摯に対応するとしていたのは虚言で、私への回答は未だになしのついでである。先の議長の回答文書では、誤った発言の確認もしないし、議事録の訂正もないとのことで、百歩譲って議決の有効性は認めても、永遠に間違った内容の発言が残るとあっては、疑義を呈した者としてこのまま黙認できない。議会の議事録は町民共有の財産であり、まちづくりの大切な記録だからである。誤った発言を訂正する方法はあると思って、私は当該議員への質問、そして議長宛ての質問をしてきたが、議員は説明しないし、議会の中でも全く改善する気がないことが分かったので、私にできる方法で本件顛末の全部を広く町民に公開し、私の抗議表明とする。公開に際しては、議会の考え方も公平に紹介すべきものと考えてるので、町民に開かれた議会を目指す清水町議会の「町民意見の広報と広聴についての考え方」について、次の2点質問する。①、「議会ホームページの掲載基準」並びに「議会だよりの編集方針」を教えてください。②、「今回の私が提示した案件について、所管する広報広聴常任委員会での協議内容（一切取り扱わないとした理由）及び委員長の見解をお知らせください。以上、コロナ事情により議会報告会と町民との意見交換会も無期限延期となっております。文書について質問するので、速やかに御回答願う。なお、この文書は便宜上議長宛てではあるが、議長及び議会事務局だけで処理することなく、前回文書、資料と併せて全議員に必ず配付してください」という内容であった。

今回、この全議員に配付をしてくださいという質問者の意向も踏まえ、従前、議会のこのやりとりに対する部分については、法律的な部分、議会の中での審議の正当性という部分については問題がないという議長との確認判断のもと、御本人に文書の回答等を送ったが、それに対するこういう再度の照会要請というのがあったので、今回、この取り扱いについて議会運営委員会のほうにお諮りをして、対応を確認していきたいというところが今回の内容になる。

なお、先ほどの資料、厚手のもののほう、1ページの下段から2ページにかけて、今回、〇〇さんから頂いた質問に対して回答の文案というか、こういった考え方になるのではないかとというようなところを若干整理して付記しているので、そちらのほうもお読みいただいでご御意見等を頂ければというところである。

加来議長：今、一連の流れの経緯を事務局長のほうから説明していただいた。それでこれまでの流れの中で回答も含めて対応してきたが、今回の5月25日の質問の中で全員に配付してほしいというようなことがあったので、これについて今回は議会運営委員会で協議していただくというふうに私が判断して、今日、諮らせていただいた。この内容の流れについて、この文章をいまずぐ見てすぐ判断できないと思うので、定例会中に一度、議会運営委員会を開きたいと思うので、この資料に目を通した上で皆さんのご意見を頂ければと思うので、今日結論を出さなくても結構なので、考えてきてほ

しいということをお願いして、今日文書を配らせていただいた。

委員長：6月12日（金）一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、その取扱いによってもし配付することになれば6月15日（月）一般質問終了後の全員協議会で配るということでのよろしいか。ということにしたいということである。今日の時点で何か質疑があれば。

高橋委員：今、議長が考えてきていただければという話であるが、我々は何を考えればいいのかよく分からないが。

加来議長：この公開質問状について、全議員に配ってほしいという質問者である〇〇さんから要望があった。配ったほうがいいのか、配らなくてもいいかという判断をお願いしたいということである。

高橋委員：それぐらいの判断であれば今でもつくと思うが。

加来議長：もし今すぐ結論を出したほうがいいというのであれば、すぐ出していただいても結構である。文章がちょっと多いので、目を通してもらったほうがいいかと思っただけでそういう時間をつくろうとしたが、今すぐ判断できるということであればそれでも結構である。

委員長：議員の皆さんに配付するか、それとも配付する必要はないかについて意見をいただきたい。

高橋委員：この内容については、〇〇さんから議長に宛てて、議長なりが回答した中身であって、ほかの議員に別に配らない理由もなく、やはり議会としてはこういうことがあったというのは把握すべきだし、自ずと広報広聴常任委員長なり委員の皆様方には、どこかで聞かれたときに、なぜ載せなかったかということもきちっと話せる立場にしないとならないので、知らせるのは別に構わないのではないかと思う。

委員長：休憩する。

【休憩 14:46】

【再開 14:50】

委員長：再開する。

これを配るべきか、配らないべきか。今高橋委員からは配ったほうがいいと。

口田委員：これは議員宛てで来ているなら議員全員に配らなければいけないが、議長宛てであれば議長の判断でいいと思う。ほかの人の意見を聴いてください。

委員長：奥秋議員、どうか。（発言の声あり）決めていない。

奥秋委員：個々のことであるが文書を出した人にしてみれば、どうも納得いかないから、ぜひ議員みんなに知ってほしいということで、擦れ違っているのかなど。こちらはきちんと条例に則って間違いがないのであれば公開してもいいかなと思うが、ちょっと擦れ違っているからちょっと判断は難しい。

桜井委員：今まで匿名については、特別議論をしないということに今までしてきたが、今回はこういう形の中で出されていると。一概にという部分もあるかと思うが、質問者はもう虚偽発言だというふうに決めつけている。そういったことに対してはなかなかこう回答しても平行線になる部分もあるかと思うし、こういったものの取扱いについて、新人議員も多いということで、やはり全員協議会あたりでこういう回答をしたというのは、統一見解を持ったほうがいいと思う。

委員長：休憩する。

【休憩 14:54】

【再開 14:55】

加来議長：今皆さんから意見いただいた中で、〇〇さんからコロナの影響で議会報告会も延期しており、本来そこで質問したかったということも書いてあるので、議員の皆さんが共有しているほうがいいのかもかもしれないが、該当者である鈴木議員と議長だけが対応すればいいのかという考え方もあると思うし、その辺を整理した上で考え方として配るか配らないかという判断していただければと思う。

委員長：これについては、私も回答して、私の問題にもなっているので、基本的には皆さんに公開する方向性でいきたいと思っている。ただ、もう一つ別件で、どうしても皆さんにちょっと考えていただきたい件が一つだけあるものだから、どうしても次回の議会運営委員会はやらなければならない。今の件については、再度、6月12日の議会運営委員会で取扱いについて協議させていただきたい。

奥秋委員：もし提出者が納得した答弁もらえないのであれば、何か違うところだと、文書に書いてあった。どういう形か分からないが、情報公開か何かしてこのことを知らせるよということを書いてあった。それがちょっと気になるので、やはり理解してもらおうようにしてもらわないと。

加来議長：今、〇〇さんからの質問状の中には対応によっては公なところに公開すると、自分個人で公開するとあるが、それはその方の判断でしかないと思う。だから我々のやれることを、今希望していることに対してどう対応するかだと思う。匿名だと以前のようにこう処理するが、一応公開質問状として名前入りで来たので、公な対応をしなければということでは対応してきている。それを含めた上で判断をどうするかと。

委員長：次回、6月12日の議会運営委員会で最終結論出したいと思うので、よろしく願います。

もう1点、その他であるが、前回の議会運営委員会の際、執行側に、今の日程の問題についての話をちょっと最後させてもらった。昔は一般質問をやって補正予算であった。例えば今回、コロナの場合は、時間に限られた部分もあるのでいいだろうという形にしているが、そのときそのときの時事の問題というのは、補正予算が先に出て採決で可決、その後に関連する一般質問をするというのはまたおかしな話になるわけである。これは古くは、清水町議会では一般質問をやって補正予算というふうにやられていたと過去の先輩に聞いたらそうだったが、最近では補正予算が先に来て、一般質問が後に来る。やはり一般質問を先にした上で補正予算などの議案をやったほうが、よりタイムリーだし、考え方も伝わりやすいのではないかということ、ちょっと皆さんに考えていただきたいというか。私も何回かは去年ぐらいからも言っているが、この部分については議論を制限されてしまいかねないという状況においては、先に一般質問をしてその後に補正予算なり何なりの質疑をしたほうが、予算が決まってからだと質問が今度できなくなってしまう可能性もあるという部分があるので、その順番を次回以降、ぜひ直してほしいという要望を出したい、そういう方向にしていきたいと思うのだが、それについて、次回の6月12日にある一定の結論を出して全員協議会にまた諮っていききたいなというふうに思う。

休憩する。

【休憩 15:01】

【再開 15:03】

委員長：再開する。

それでは、先ほどの〇〇さんからの文書の取扱いについて、更には今ちょっと説明させていただいた一般質問と補正予算の時系列について、これについては次回もう一回話をしていきたいと思うので、それまでに皆さんご意見を頂きたいと思うので、よろしく願いたいと思う。

ほかにあるか。何かなければこれで終了したいと思うが、よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：5月が終わり6月に入った。昨日、一昨日から暑い日が続いているが、雨が足りない時期であるが、ぜひ健康には留意されて、皆さん、6月定例を迎えながら、清水町のために頑張っていきたいと思う。これで今日の議会運営委員会は終了する。今日はどうもありがとうございます。

【閉会 15:03】